

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

| 区分 | 制度名 | | 申込みのできるかた | 融資条件 | | | | | | |
|---------------|------------|-------------------------------------|---|--|-------------|--------|-------|-----------|------------|---|
| | | | | 限度額 | 資金用途 | 融資期間※1 | 利率 | 責任共有制度※2 | 保証料率※3 | 担保・連帯保証人 |
| 小規模企業向け事業資金 | 小規模企業等振興資金 | 通常資金 | 市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人等 | 5,000万円 | 設備 運転 | 3年以内 | 年1.5% | 対象 | 0.38～1.74% | |
| | | 小口資金 | 市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること | | | 5年以内 | 年1.6% | | | |
| 経営の強化を図る前向き資金 | 経営強化支援資金 | 大口資金 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等 SDGs推進の取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う中小企業は、経営強化支援資金（大口資金）の優遇利率の適用（0.1%の引下げ）が受けられます。 | 1億5,000万円 | 設備 | 3年以内 | 年1.1% | 対象 | 0.40～1.83% | ただし、SDGs推進保証なごやが利用できる場合は 0.35～1.80% |
| | | 賃上げ環境整備資金 （令和9年2月26日保証承諾分まで※5） | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、生産性向上等の賃上げ環境整備のための設備投資に取り組み、次の①または②のいずれかの賃上げを行うこと ①融資申込日を含む事業年度末時点又はその翌事業年度末時点の事業場内最低賃金を、決算が確定している直近の事業年度末時点の事業場内最低賃金と比較して30円以上上げる方針について、従業員に対して表明していること ②融資申込日を含む事業年度又はその翌事業年度の給与支給総額を、決算が確定している直近の事業年度の給与支給総額と比較して1.5%以上増加させる方針について、従業員等に対して表明していること | | | 5年以内 | 年1.2% | | | |
| 創業や分社化の資金 | 新事業創出資金※7 | スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合 | 市内で開業する会社または個人で、次の①～⑥のいずれかに該当すること ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに開業すること ②事業を営んでいない個人が、新たに開業してから5年未満であること ③事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立すること ④事業を営んでいない個人が、会社を設立してから5年未満であること ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業（事業開始）から5年未満であること ⑥会社が、新たに会社を設立（分社化）しようとするか、または、新たに設立（分社化）された会社で設立してから5年未満であること ①③の場合で特定創業支援等事業（※8）により支援を受けた方は6か月以内） | 3,500万円 ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合かつ 税務申告1期末終了者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること | 設備 運転 | 3年以内 | 年1.0% | 対象外 | 0.79% | スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合は 0.99% |
| | | 市内で開業する会社で、上記③～⑥のいずれかに該当すること（※10） | 5年以内 | | | 年1.1% | | | | |
| 経営の安定が必要な時の資金 | 経営安定資金 | フォロアップ資金 | ①市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関（国の認定を受けた金融機関等の専門家）の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること | 2億8,000万円 | 設備 運転※11 | 3年以内 | 年1.4% | 対象 | 0.38～1.56% | |
| | | 協調支援資金 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①、②のいずれかに該当すること ①取扱金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②取扱金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること | | | 5年以内 | 年1.5% | | | |
| | | 経営改善サポート資金 （令和8年3月31日までに保証申込が必要） | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること | 1億円 | 設備 運転 | 3年以内 | 年1.3% | 対象一部、対象外有 | 0.30% | |

※1 融資期間には、原則として12か月以内の据置期間を含みます（新事業創出資金・経営安定資金（協調支援資金）は一部例外があります。また、経営安定資金（経営改善サポート資金）及び経営強化支援資金（賃上げ環境整備資金）は36か月以内です。）。

※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後の経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。（信用保証協会の保証割合は原則として80%です。）

※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問合せください。

※4 SDGs推進にかかる取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う（名古屋市信用保証協会の『SDGs推進保証なごや』が利用できる）方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金（大口資金）を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。

※5 保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、上記期間より前に終了する場合があります。

※6 設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。

※7 新事業創出資金は、名古屋市信用保証協会の「成長応援パック」の対象制度です。創業保証のご利用後、お客さまが無料で中小企業診断士等の専門家による経営診断を受けることができます。また、㈱日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」でのご利用となります。

※8 特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組みです（名古屋市創業支援等事業計画に掲載のもの）。

※9 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた方が、新事業創出資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。

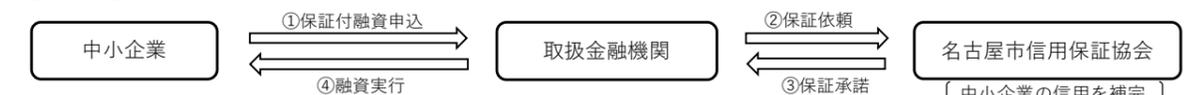
※10 融資実行を受けた後、会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることが必要です。

※11 ②の場合は「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」及び「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金」等の国が定める新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる借入金を借り換える場合に限りです（借換えに伴う増額は可能です）。

※12 運転資金5年以内、設備資金7年以内。ただし、借換え（借換えに伴い増額する場合も含まれます）の場合は、融資期間が10年以内となります。

※13 本資金の保証料率は、①については4分の1相当、②については2分の1相当をそれぞれ国が補助した後の率が適用されます。本資金の保証料率は、国の補助を控除した後の保証料率を記載しています。

名古屋市信用保証協会の保証付融資制度【手続きの流れ】



名古屋市信用保証協会
保証付融資制度②

名古屋市信用保証協会の信用保証をつけて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度】
保証付融資制度を利用する場合、国が定める要件に全て該当し信用保証料を上乗せすることで、経営者保証不要を選択することができます。要件等について、詳しくは最終ページをご覧ください。

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

| 区分 | 制度名 | 申込みのできるかた | 融資条件 | | | | | | | | |
|----------------|----------|---|---|--|-----------------|-------|----------|---------------------------------|-----------------------|--|---|
| | | | 限度額 | 資金用途 | 融資期間※1 | 利率 | 責任共有制度※2 | 保証料率※3 | 担保・連帯保証人 | | |
| 経営の安定が必要な時の資金 | 経済変動対策資金 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第4号までまたは第6号のいずれかの認定を受けていること | 8,000万円 〔1～6号認定を受けている場合は1億円以内（令和8年3月31日まで）〕 | 設備運転 | 3年以内 | 年1.3% | 対象外 | 0.79% | (担保) 必要に応じて設定 | | |
| | | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号または第8号のいずれかの認定を受けていること | | | 5年以内 | 年1.4% | | | | 対象 | 0.67% |
| | 環境適応資金 | 特経別済 資対金策 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、最近3か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること | 8,000万円 〔経済対策特別資金については1億2,000万円以内（令和8年3月31日まで）〕 | 設備運転 | 3年以内 | 年1.4% | 対象 | | | |
| | | | (米国追加関税措置枠) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、米国追加関税措置により直接又は間接の影響を受けており、申込時点における最近1か月間の売上高、売上総利益、営業利益、売上高総利益率、売上高営業利益率（以下「売上高等」）のいずれかが、前年から3年前のいずれかの年の同月の売上高等に比べて減少していること又は減少する見込みであること（令和8年3月31日までに保証申込が必要） | | | 5年以内 | 年1.5% | | | | |
| | | 資再生支金援 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること | | | 7年以内 | 年1.6% | | | 再生支援資金については一部対象外有 | 0.40～1.83% ただし、求償権消滅保証を利用する場合は0.49～1.92% |
| | 10年以内 | 年1.7% | | | | | | | | | |
| | 災害復旧資金 | 災大害規 向規 け模 | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと | 2億8,000万円 | 設備運転 | 1年以内 | 年1.0% | 対象 | | 0.33～1.57% | |
| | | | 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと | 2億8,000万円 | | 3年以内 | 年1.3% | | | | 対象外 |
| | 事業承継支援資金 | | 市内で事業を営んでいる会社・個人等で、次の①～⑥のいずれかに該当すること ただし、③、④に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含み、⑤、⑥に該当する場合は、法人のみを対象とする ①事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ③中小企業経営承継円滑化法第12条第1項（第1号ニに該当するものを除く。）に基づく知事の認定を受けていること ④愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、①～③の計画の実行に取り組むこと ⑤保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人、または、一定期間内に事業承継を実施した法人で、以下の要件に全て該当すること ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入がないこと ⑥以下の要件に全て該当する会社（金融商品取引所に上場されている株式会社または店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であること ア 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による知事の認定を受けていること イ 法人・個人の分離がなされていること ウ 返済緩和している借入がないこと | 2億8,000万円 | ①～③ 設備 運転 | 3年以内 | 年1.4% | 対象 | | 0.38～1.74% 〔ただし、⑤⑥で専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15%〕 | |
| | | | | | | 5年以内 | 年1.5% | | | | |
| 7年以内 | | | | | | 年1.6% | | | | | |
| ①～③ 設備 | | | | | | 10年以内 | 年1.7% | | | | |
| ④⑤ 設備 運転 | | | | | | 3年以内 | 年1.2% | | | | |
| | | | | | | 5年以内 | 年1.3% | | | | |
| ⑥ 運転 | 7年以内 | 年1.4% | | | | | | | | | |
| ④⑤ 設備 | 10年以内 | 年1.5% | | | | | | | | | |
| 経営者保証非提供資金 | 通常資金 | ①市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（最終ページの「事業者選択型経営者保証非提供制度」ア～オ）に全て該当すること | 8,000万円 | 設備運転 | 3年以内 | 年1.4% | ①③ 対象 | 0.53～1.89% または 0.73～2.09% | (担保) 不要 (連帯保証人) 不要 | | |
| | | ②①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること | 8,000万円 | | 5年以内 | 年1.5% | | | | | |
| | | ③①に該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること | | | 7年以内 | 年1.6% | | | | | |
| | 特別資金 | 市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、取扱金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、国が定める以下の要件に全て該当すること ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入がないこと | 2億8,000万円 | 運転※5 | 3年以内 | 年1.4% | 対象 | 0.38～1.74% | | | |
| | | | | | 5年以内 | 年1.5% | | | | | |
| | | | | | 7年以内 | 年1.6% | | | | | |
| | | | | | 10年以内 | 年1.7% | | | | | |
| | | | | | 3年以内 | 年1.4% | | | | | |
| | | | | | 5年以内 | 年1.5% | | | | | |
| | | | | | 7年以内 | 年1.6% | | | | | |
| 10年以内 | 年1.7% | | | | | | | | | | |

※1 融資期間には、原則として12か月以内の据置期間を含みます。

※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後の経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。（信用保証協会の保証割合は原則として80%です。）

※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45～1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問合せください。

※4 本資金は、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）による経営者保証不要を選択できる国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用しており、保証料の上乗せ分に対する国の補助（0.1%分）が受けられます。本資金の保証料率は、保証料を上乗せし、国の補助を控除した後の保証料率を記載しています。なお、国の補助は、令和8年度の保証申込分は0.05%になる予定です。

※5 経営者保証を提供している取扱金融機関の既往プロパー融資の返済資金に限ります。

公益財団法人
名古屋市小規模事業金融公社
取扱い融資制度

(公財)名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。
信用保証料は必要ありません。
なお、融資の際には(公財)名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。
申込先:(公財)名古屋市小規模事業金融公社

【第三者保証人が必要な融資制度】

◆利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

| 区分 | 制度名 | 申込みのできるかた | | 融資条件 | | | | | |
|------------------|-------------------|---|---|------------------------------|-------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--------|---|
| | | | | 限度額 | 資金用途 | 融資期間 うち据置期間 12か月以内 | 利率 ※1 | 担保・保証人 | |
| 経営の活性化を図るための資金 | 経営活性化資金 (通常資金) | 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人 | 従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること | 2,000万円 | 設備 運転 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年2.8% 年2.9% 年3.0% 年3.1% | ※2 | 名古屋市小規模事業金融公社所定 (担保)原則不要 (連帯保証人)原則必要 (法人の場合は、代表者の他に必要) |
| | | | 従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること | 1,000万円 | 設備 運転 設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年2.5% 年2.6% 年2.7% 年2.8% | | |
| 創業や事業の多角化・転換の資金 | 創業・事業展開 支援資金 | (創業) 市内で新規開業するか、または営業実績が6か月未満の市内の会社・個人 (事業展開) 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人 | 従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること | 2,000万円 (必要総資金の90%以内) | 設備 運転 設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年2.8% 年2.9% 年3.0% 年3.1% | ※3 | |
| | | | 次の①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること ①現に事業を継続し、事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること | | | | | | |
| ものづくり産業向けの設備導入資金 | ものづくり設備 導入資金 | 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人 | ものづくり産業(製造業等)に属する事業で、従業員数が100人(ものづくり産業に属するサービス業30人)以下であること | 5,000万円 | 直接ものづくり産業の用に供する機械・設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年2.8% 年2.9% 年3.0% 年3.1% | ※2 | |
| | | | | 2,000万円 (対象設備購入額の1/2以内) | 直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備 | 5年以内 | 無利子 | | |

【第三者保証人が不要な融資制度】

◆融資利率等は変更になる場合がありますのでお申込時にご確認ください。

| 区分 | 制度名 | 申込みのできるかた | | 融資条件 | | | | | |
|-----------------|-----------------------|--|---|-------------------------|----------------|--|--|--------|------------------------------------|
| | | | | 限度額 | 資金用途 | 融資期間 うち据置期間 12か月以内 | 利率 | 担保・保証人 | |
| 不動産証券担保を活用した資金 | 経営活性化資金 (不動産等担保融資) | 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人 | 従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下であること | 5,000万円 | 設備 運転 設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 15年以内 | 年1.8%または2.3% 年1.9%または2.4% 年2.0%または2.5% 年2.1%または2.6% 年2.3%または2.8% | ※2 | (担保)必要 (連帯保証人)原則、法人代表者以外は不要 |
| | | | 従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下であること | 1,000万円 | 設備 運転 設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年1.5%または2.0% 年1.6%または2.1% 年1.7%または2.2% 年1.8%または2.3% | | |
| 日本政策金融公庫と連携した資金 | 成長応援資金 | 6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人等または市内で新規開業するか、開業6か月未満の市内の会社・個人・NPO法人等 | 従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下で、日本政策金融公庫(国民生活事業部門)から借入ができること、または既に公庫からの借入(借入から3年以内のものに限る。ただし、当分の間、令和2年3月17日以降に新たな借入がある方も対象)があり、金融公社の伴走型支援を受けること | 500万円 (公庫からの借入の同額以内) | 設備 運転 設備 | 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 | 年2.5% 年2.6% 年2.7% 年2.8% | ※2 | (担保)不要 (連帯保証人)原則、法人代表者以外は不要 |

● 商店街活性化促進資金については、(公財)名古屋市小規模事業金融公社にお問合せください。

※1 担保の提供が可能な場合は、金融公社所定の割引利率を適用します。

※2 名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

※3 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた方が、創業・事業展開支援資金を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

(公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度【手続きの流れ】

